

平成29年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実施要領

1 目的

愛媛県観光物産協会が造成した着地型旅行商品について、同商品を掲載するパンフレット等の作成経費の一部を助成することにより、旅行需要を持った人に商品情報を認知してもらい、同商品を活用した旅行客増加による本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

2 助成措置

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長（以下「会長」という）は、1に規定する助成を行うため、別に定めるところにより、予算の範囲内で平成29年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金（以下「助成金」という）を交付するものとする。

3 助成事業者

この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

4 助成対象

愛媛県観光物産協会が造成した着地型旅行商品に係るパンフレット等作成経費（製作・印刷代、ダイレクトメール配達費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料（WEBは除く））を助成対象とする。

5 助成条件

- ・パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの（愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、総合パンフレット等の中に愛媛県への送客を目的とした旅行商品を掲載する形式でも可）。
- ・旅行の出発地は愛媛県以外であること。
- ・愛媛県内の宿泊を伴うもの。
- ・原則として、継続的に作成しているものではなく、新規に作成するもの。

6 助成額

愛媛県観光物産協会が造成した着地型旅行商品1商品当たり100,000円とする。

助成金の額は千円単位とし、経費の2/3を上限とする。但し、一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成と重複して申請する場合は、助成金の合算額は経費の2/3以内とする。

7 助成の制限

パンフレット等作成経費の助成については、1造成箇所（1つの旅行業者に複数支店がある場合には、本店、各支店毎）につき1旅行商品を原則とする。ただし、予算執

行状況によってはこの限りではない。

8 申請

助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書と必要書類を会長へ提出する（必要書類に不備、不足がある場合、手続きを受理しないことがある）。

9 申請期間

申請の受付は、平成 30 年 1 月 31 日までとする（郵送の場合、当日消印有効）。ただし、助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

10 助成の決定

助成については、提出のあった申請書の内容を審査の上、予算の範囲内で決定し、書面で通知する。

11 実績報告及び請求

助成を決定した旅行商品の設定期間終了後 30 日以内又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を会長に提出する。会長は、実績報告書を審査の上、適当と認められれば、助成金を支払う。

12 助成金の交付決定の取消し

実績報告書及び請求書の提出後、又はそれ以前に、次のいずれかに該当することが判明した場合、会長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を支払わないことがある。また、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることがある。

- ・助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ・助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・その他会長が特別の理由があると認めたとき。

13 その他

この要領に定めるもののほか、平成 29 年度愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。